

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光ネットサービス契約約款 <u>2025年7月1日</u> 株式会社 STNet	光ネットサービス契約約款 <u>2025年8月1日</u> 株式会社 STNet	-

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備 考（変更理由）		
第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2－1－3 付加機能利用料					第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2－1－3 付加機能利用料					
区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）		区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)	無料		標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。 （ 2025 年9月30 日をもって新規受付を停止） （ 2026 年9月30 日をもって提供を終了）	1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)	無料
	1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	加算額	1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)	300 円 (税込 330 円)			1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	加算額	1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)	300 円 (税込 330 円)
内容										
ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。										
イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、メールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MBとします。										
ウ ピカラK C B光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。										
エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は10MBとします。										
オ 当社は、ピカラ光ねっと契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をピカラK C B光ねっと契約者に通知します。										
カ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。										
キ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。										
ク ピカラK C B光ねっと契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのピカラK C B光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を継続して行うことについてピカラ光ねっとの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのピカラK C B光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を停止することがあります。										
ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については責任を負いません。										
コ 当社は、ピカラK C B光ねっと契約者から当該暦月の20日までにメールアドレス登録の申請があったものについて、翌暦月の初日から本機能の提供を開始します。										
サ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。										

ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。										
イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、メールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MBとします。										
ウ ピカラK C B光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。										
エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は10MBとします。										
オ 当社は、ピカラ光ねっと契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をピカラK C B光ねっと契約者に通知します。										
カ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。										
キ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。										
ク ピカラK C B光ねっと契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのピカラK C B光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を継続して行うことについてピカラ光ねっとの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのピカラK C B光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を停止することがあります。										
ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については責任を負いません。										
コ 当社は、ピカラK C B光ねっと契約者から当該暦月の20日までにメールアドレス登録の申請があったものについて、翌暦月の初日から本機能の提供を開始します。										
サ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。										

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備 考（変更理由）
第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2－1－3 付加機能利用料								
区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）				
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)	無料				
	1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	加算額	1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)	300 円 (税込 330 円)				
内 容								
ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。								
イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、メールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MBとします。								
ウ ピカラK C B光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。								
エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は10MBとします。								
オ 当社は、ピカラ光ねっと契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をピカラK C B光ねっと契約者に通知します。								
カ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。								
キ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。								
ク ピカラK C B光ねっと契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのピカラK C B光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を継続して行うことについてピカラ光ねっとの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのピカラK C B光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を停止することがあります。								
ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については責任を負いません。								
コ 当社は、ピカラK C B光ねっと契約者から当該暦月の20日までにメールアドレス登録の申請があったものについて、翌暦月の初日から本機能の提供を開始します。								
サ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。								

第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2－1－3 付加機能利用料								
区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）				
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。 <u>（ 2025 年9月30 日をもって新規受付を停止）</u> <u>（ 2026 年9月30 日をもって提供を終了）</u>	2－2 ホームページ開設機能 （K C B－N E Tホームページ開設機能）	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1 ホームページアドレス)	無料				
	2－2のホームページ開設機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	加算額	1 ホームページ蓄積容量 10MB 追加ごと	500 円 (税込 550 円)				
内 容								
ア 本機能はピカラK C B光ねっと契約者に対して提供します。								
イ 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。								
ウ ピカラK C B光ねっと契約者は、1のホームページアドレスごとに10MB単位で追加を請求することができます。								
エ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他ピカラ光ねっと契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。								
オ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。								
カ 当社は、オの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止をされたピカラK C B光ねっと契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのピカラK C B光ねっと契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。								
キ エからカまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラK C B光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。								
ク 当社は、ピカラK C B光ねっと契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのピカラ光ねっと契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラK C B光ねっと契約者に通知します。								
ケ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（エからカまでの規定及びクの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。								
コ 当社は、ピカラK C B光ねっと契約者から当該暦月の20日までに利用の請求があったものについて、翌暦月の初日から本機能の提供を開始します。								
サ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。								

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2025年8月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 別記1（1）の提供区域において、2025年8月1日から2025年9月30日までの間に光ネットサービス契約の新規申込みを行ったピカラ光ねっと契約者には次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。 <u>（1）ピカラ公式サイト（ https://www.pikara.jp/hikari.html ）から、ピカラ光ねっと申込みを行った場合、料金表における定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスに関する料金（ただし、かけつけサポートサービス利用料を除く）について、光ネットサービス契約の定額利用料が課金される月から5ヶ月に限り、0円とします。</u> <u>（2）他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が0円とされる場合は、他の減額措置が終了する翌月から（1）の特例措置を実施します。</u>	